証券コード　６０８１
平成29年３月13日

株　主　各　位

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
アライドアーキテクツ株式会社
代表取締役社長　中　村　壮　秀

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年３月27日（月曜日）午後７時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成29年３月28日（火曜日）午前10時（午前９時開場）

２．場　　所　東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号 ウノサワ東急ビル３階
アライドアーキテクツ株式会社 本社会議室
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第12期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第12期（平成28年１月１日から平成28年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役４名選任の件

第３号議案　監査役２名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス http://www.aainc.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境や企業収益に改善が見られたものの、中国を始めとするアジア新興国等の経済の先行きや政権に関する不確実性の影響、英国のEU離脱問題に伴う影響等を受けて、依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の下、消費者の日常生活においてスマートフォンや多機能端末等が普及し、さまざまなソーシャルメディアの利用時間が増加する中で、企業のマーケティング及び販売促進活動におけるソーシャルメディア活用の重要性は益々高まっております。また、ビッグデータ技術やアドテクノロジーの発展により、消費者にとってより有用性の高いコンテンツや情報提供の可能性が広がり、ソーシャルメディアの活用範囲は更なる拡大を続けていくと見込まれます。

このような環境において、当社グループでは、今後更なる需要の拡大が見込まれるソーシャルメディアの領域に特化した事業展開を進め、提供するサービスの機能拡充や営業体制の見直し・強化等を通じて、顧客企業に対する付加価値の向上を図り、相乗効果の高い各種サービスのクロスセルを進めてまいりました。また、シンガポール子会社においては、海外におけるソーシャルメディア向け広告の需要が急速に高まっていることを背景に、売上高が当初の想定を上回る結果となりました。

以上の結果、当連結会計年度において、売上高は6,004,576千円（前連結会計年度比132.4%増）、営業利益は294,959千円（前連結会計年度は営業損失345,946千円）、経常利益は273,978千円（前連結会計年度は経常損失365,104千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は236,339千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失418,779千円）となりました。

⑵ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として1,050,000千円の調達を行いました。

⑶ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (平成25年12月期)	第 10 期 (平成26年12月期)	第 11 期 (平成27年12月期)	第 12 期 (当連結会計年度) (平成28年12月期)
売　上　高(千円)	－	2,163,683	2,583,729	6,004,576
経常利益又は経常損失(△)(千円)	－	219,802	△365,104	273,978
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円)	－	119,867	△418,779	236,339
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	－	27.96	△97.32	54.36
総　資　産(千円)	－	1,897,369	1,534,251	3,315,123
純　資　産(千円)	－	1,509,263	1,098,940	1,348,320
1株当たり純資産額(円)	－	351.28	253.94	306.41

(注)当社では、第10期より連結計算書類を作成しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第 9 期 (平成25年12月期)	第 10 期 (平成26年12月期)	第 11 期 (平成27年12月期)	第 12 期 (当事業年度) (平成28年12月期)
売　上　高(千円)	1,702,503	2,131,016	1,989,041	2,859,409
経常利益又は経常損失(△)(千円)	305,287	239,025	△164,482	256,610
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	193,311	139,091	△217,735	218,972
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	51.99	32.45	△50.60	50.36
総　資　産(千円)	1,723,540	1,910,562	1,563,958	2,979,533
純　資　産(千円)	1,369,625	1,525,522	1,318,234	1,542,971
1株当たり純資産額(円)	323.52	355.06	304.64	350.66

(注)当社は、平成25年８月14日付で株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第９期期首に当該分割が行われたものと仮定して、１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産額を算定しております。

⑷ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ＲｅＦＵＥＬ４Ｐｔｅ．ＬＴＤ．	645千ｼﾝｶﾞﾎﾟｰﾙﾄﾞﾙ	100%	ソーシャルメディアマーケティング支援事業

⑸ 対処すべき課題

インターネット市場は、技術進歩が非常に速く、また市場が拡大する中でサービスも多様化が求められます。その中でも、当社グループは、ソーシャルメディアの可能性に早くから注目し、普及の一端を担ってまいりましたが、ソーシャルメディアマーケティング市場は、急速に成長しているステージにあり、そのマーケティング手法やサービス形態が日々進化している段階であります。当社グループは、上記の環境を踏まえ、以下の事項を主要な課題として認識し、事業展開を図る方針であります。

①サービスの差別化、競合優位性の確立

当社グループは、ソーシャルメディアに特化した事業を行っており、サービス内容の差別化及び競合優位性の確立が当社グループの発展に不可欠であると認識しておりますが、そのためには、当社グループの提供するサービスの機能強化、ユーザビリティの向上、知名度の向上が重要であると考えております。

サービスの機能強化に関しましては、当社グループが持つ技術力及び企画力等を活かしたクオリティの高い機能をリリースする方針であります。

知名度の向上については、費用対効果を慎重に検討の上、積極的な広告・広報活動を推進することにより、ブランド力、認知度の向上を図る方針であります。

②開発体制の構築

インターネット業界の技術革新のスピードは、非常に速く、またソーシャルメディアマーケティング市場では、新たなサービスや競合他社が続々と現れ、他社とのサービスの差別化、競合優位性の確立のためには、迅速な開発体制の構築が不可欠となります。当社グループは、これらを実現するために、社内エンジニアの技術向上、社外からの優秀なエンジニアの採用が特に重要であると考えております。

具体的には、当社グループでは、定期的にエンジニア向けセミナーや勉強会を開催し、社内向けとしては、最先端の技術動向のキャッチアップと技術力の向上を図り、同時に、社外向けとしては、当社グループの開発力を業界に対してアピールするとともに、優秀なエンジニアの採用を図ってまいります。

③営業力の強化

当社グループは新卒採用及び中途採用からなる管理体制の構築に注力してまいりましたが、今後は生産性の向上等に注力する方針であります。

具体的には、教育研修制度の拡充、営業ツールやマニュアル等の整備、外部ノウハウの活用、また、既存営業人員の育成と同時に、即戦力となる営業人員の採用を行い、営業力の強化を図ってまいります。

④内部管理体制の強化について

現在、当社グループは成長期にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

このため、当社グループといたしましては、コーポレート業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。

具体的には、顧客要望の管理やクレーム管理を強化し顧客満足を高め、業務上のリスクを把握して社内教育に努めコンプライアンス体制の強化を図ることにより、継続的な成長を支える効率的かつ安定的な経営を行っていく方針であります。

これらの課題に対処するため、事業規模や必要な人材に応じた採用を適時に行い、着実に組織体制の整備を進めてまいります。

⑹ **主要な事業内容**（平成28年12月31日現在）

事業区分		事業内容
ソーシャルメディア マーケティング支援事業		顧客企業に対し、ソーシャルメディアを利用したプロモーションやマーケティング活動を総合的に支援する事業
	SNS関連サービス	「モニプラ」の提供を含む、ソーシャルメディアを活用したマーケティング支援業務等の提供
	SNS広告サービス	ソーシャルメディア向けの広告出稿代行業務等の提供
	ReFUEL4サービス	「ReFUEL4®」の提供等

⑺ **主要な営業所**（平成28年12月31日現在）

本社	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

⑻ **使用人の状況**（平成28年12月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
169名	6名増

（注）使用人数は就業人数であり、パート及びアルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
147名	5名減

（注）使用人数は就業人数であり、パート及びアルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

⑼ **主要な借入先の状況**（平成28年12月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	331,700千円
株式会社りそな銀行	290,004
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	285,005
日本生命保険相互会社	91,700

⑽ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．株式の状況（平成28年12月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　9,600,000株

⑵ **発行済株式の総数**　4,407,000株

（注）ストック・オプションの行使により、発行株式の総数は81,100株増加しております。

⑶ **株主数**　2,085名

⑷ **大株主**

株主名	持株数	持株比率
中村壮秀	1,717,000株	39.0%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	318,000	7.2
株式会社アイスタイルキャピタル	183,100	4.2
西田貴一	110,000	2.5
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	93,000	2.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	91,000	2.1
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS－MARGIN（CASHPB）	83,800	1.9
楽天証券株式会社	62,200	1.4
株式会社SBI証券	60,300	1.4
長井宏和	60,000	1.4

（注）持株比率は、発行済株式総数から自己株式数（7,848株）を控除して算出しております。

3．新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成28年12月31日現在）

		第３回新株予約権	第５回新株予約権
発行決議日		平成20年６月18日	平成22年３月24日
新株予約権の数		356個	8個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）１		普通株式　35,600株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　800株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）１		新株予約権１個当たり　27,000円 （１株当たり　270円）	新株予約権１個当たり　35,000円 （１株当たり　350円）
権利行使期間		平成22年７月１日から 平成30年６月17日まで	平成24年３月26日から 平成32年３月23日まで
行使の条件		（注）２	（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　356個 目的となる株式数　35,600株 保有者数　１名	新株予約権の数　8個 目的となる株式数　800株 保有者数　１名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

		第７回新株予約権	第８回新株予約権
発行決議日		平成24年３月28日	平成25年３月29日
新株予約権の数		280個	650個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）１		普通株式　28,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　65,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）１		新株予約権１個当たり 35,000円 （１株当たり　350円）	新株予約権１個当たり 46,000円 （１株当たり　460円）
権利行使期間		平成26年３月30日から 平成34年３月27日まで	平成27年３月31日から 平成35年３月28日まで
行使の条件		（注）２	（注）２
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　280個 目的となる株式数　28,000株 保有者数　１名	新株予約権の数　650個 目的となる株式数　65,000株 保有者数　３名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

		第９回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		平成26年９月17日	平成27年11月13日
新株予約権の数		700個	400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数（注）１		普通株式　70,000株 （新株予約権１個につき100株）	普通株式　40,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の払込金額		本新株予約権１個当たりの発行価額は、100円とする	本新株予約権１個当たりの発行価額は、100円とする
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（注）１		新株予約権１個当たり　168,200円 （１株当たり　1,682円）	新株予約権１個当たり　62,000円 （１株当たり　620円）
権利行使期間		平成26年10月22日から 平成33年10月21日まで	平成29年４月１日から 平成33年10月21日まで
行使の条件		（注）２	（注）３
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　700個 目的となる株式数　70,000株 保有者数　５名	新株予約権の数　400個 目的となる株式数　40,000株 保有者数　１名
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－名

（注）１．当社は、平成25年８月14日付で株式１株につき100株の株式分割を行っております。上表の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は、調整後の内容となっております。

２．新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

⑴新株予約権者は権利行使時において、取締役、監査役、従業員又は社外協力者であることを要する。

⑵新株予約権者は、新株予約権の譲渡又は質入その他の処分はできないものとする。

⑶新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。

⑷その他の条件は「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3．新株予約権の行使の条件は、下記のとおりであります。

⑴新株予約権者は権利行使時まで継続して、取締役、監査役、従業員であることを要する。

⑵新株予約権者は、新株予約権の譲渡又は質入その他の処分はできないものとする。

⑶新株予約権の相続人は、本新株予約権を行使することはできない。

⑷その他の条件は「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役の状況（平成28年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村壮秀	
取締役	西田貴一	インキュベーション事業本部長
取締役	長井宏和	コーポレート本部長
取締役	津下本耕太郎	
取締役	瀧口和宏	ReFUEL4 Pte. LTD. CEO
取締役	豊増貴久	
取締役	大橋茂	
常勤監査役	小泉正広	
監査役	原田潤	あおばアドバイザーズ株式会社 代表取締役
監査役	大村健	フォーサイト総合法律事務所 代表パートナー弁護士 パイプドHD株式会社社外監査役 ユナイテッド株式会社社外監査役 株式会社レアジョブ社外取締役 株式会社イグニス社外取締役
監査役	小副川俊朗	

（注）1．取締役大橋茂氏は、社外取締役であります。
2．常勤監査役小泉正広氏、監査役原田潤氏、大村健氏及び小副川俊朗氏は、社外監査役であります。
3．常勤監査役小泉正広氏及び監査役原田潤氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
⑴常勤監査役小泉正広氏は、長年にわたり大手金融機関、大手監査法人勤務の中で財務・経理業務に携わってきた経験があります。
⑵監査役原田潤氏は、公認会計士の資格を有しております。
4．監査役大村健氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び会社法等に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査役小副川俊朗氏は、経営者及び社外監査役としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
6．当社は、大橋茂氏、小泉正広氏、原田潤氏、大村健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取締役 （うち社外取締役）	7名 (1)	69,924千円 (3,150千円)
監査役 （うち社外監査役）	4 (4)	14,850千円 (14,850千円)
合計 （うち社外役員）	11 (5)	84,774千円 (18,000千円)

（注）1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成25年３月29日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成25年３月29日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

⑶ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

イ．監査役原田潤氏は、あおばアドバイザーズ株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．監査役大村健氏は、フォーサイト総合法律事務所の代表パートナーを兼務しております。また、パイプドＨＤ株式会社及びユナイテッド株式会社の社外監査役、株式会社レアジョブ及び株式会社イグニスの社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出 席 状 況 及 び 発 言 状 況
取締役　大橋　茂	平成28年３月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会のすべてに出席し、主にグローバルビジネスの見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常勤監査役　小泉正広	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、常勤監査役として当社取締役の業務執行状況を監督し、必要に応じ、適宜発言を行っております。
監査役　原田　潤	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　大村　健	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、主に企業法務・会社法等に関し、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
監査役　小副川俊朗	平成28年３月30日就任以降、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、当社取締役の業務執行状況を監督し、必要に応じ、適宜発言を行っております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

5．会計監査人の状況

⑴ **名称**　　有限責任 あずさ監査法人

⑵ **報酬等の額**

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

（注）1．当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積の算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶ **会計監査人の解任又は不再任の決定の方針**

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

⑷ **責任限定契約の内容の概要**

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

⑴　当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス規程」に基づき、当社並びに子会社の取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。

②コーポレート本部を通報窓口とする体制を構築し、「内部通報規程」に基づき、不正行為等の防止及び早期発見を図る。

③監査役は、公正普遍の立場から「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況について適宜監査する。監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く虞のある事実を発見した時は、その事実を指摘してこれを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。

④内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査担当者は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。

⑤反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

⑵　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

①取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査役は必要に応じてこれらを閲覧できる。

②企業機密情報については、「文書管理規程」及び「機密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。

⑶　当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業集団としての損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。また、コーポレート本部が主幹部署となり、各部門並びに子会社との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として全社的な対策を検討する。

⑷　当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月１回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

②各部門においては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

③子会社においては、事業、規模、企業集団における位置付け等を勘案の上、権限の委譲を行い、「関係会社管理規程」に基づき、迅速性及び効率性を確保するように監督する。

⑸　当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①取締役は、会社の業務執行状況を監視・監督し、監査役は、取締役の職務執行を監査する。

②監査役及び内部監査人は、当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査・指導を行う。

③子会社の経営に関しては、その自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき、企業集団として管理体制を構築、整備及び運用を行い、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項について事前協議を行う。

⑹　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助する使用人を配置する。また、監査役の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令等を受けない。かつ、取締役及び使用人は、監査役の職務を補助する使用人の職務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

⑺　当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社並びに子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。

②当社並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役に対して、重大な法令・定款の違反その他コンプライアンスに関する重要な事項に加え、毎月の経営状況として重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

③前号における監査役への報告及び内部通報制度による通報を行った者が、当該報告及び通報を理由として、人事上その他一切の点で、当社から不利益な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に明示する。また監査役は、当該報告及び通報を行った者の異動、人事評価及び懲戒に関して、取締役にその理由の開示を求めることができる。

④財務報告に係る内部統制の状況や会計基準等について、監査役の説明の要望に応じて当社並びに子会社の取締役及び使用人が適切に対応できる体制を整備する。

⑻　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、取締役会等重要な会議への参加のほか、内部統制の実効性に関する監査や内部監査への立ち会い及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施し、監査の充実を図る。また、監査役同士の情報交換を行い、監査機能の一層の充実を図る。

②当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した時は、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

⑴　取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当事業年度におきましては、取締役会を15回開催しております。

⑵　監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会等重要な会議への出席や代表取締役及び会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

⑶　コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス意識の向上と不正行為の防止を図るため、役員及び従業員に対して、会議体等での定期的な教育を実施しております。

⑷　反社会的勢力排除に向けた対応については、弁護士等と連携し、組織全体で毅然とした対応の徹底を図っております。

⑸　財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況の評価に関する計画書に基づき、内部統制評価を実施しております。

連結貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**2,733,960**	**流動負債**	**1,195,347**
現金及び預金	1,702,858	買掛金	618,191
受取手形及び売掛金	947,640	1年内返済予定の長期借入金	226,954
仕掛品	2,082	未払金	36,373
前払費用	26,212	未払費用	36,321
繰延税金資産	20,791	未払法人税等	43,691
その他	58,828	未払消費税等	72,323
貸倒引当金	△24,452	前受金	118,852
固定資産	**581,162**	ポイント引当金	6,990
		その他	35,649
有形固定資産	**55,356**	**固定負債**	**771,455**
建物	39,144	長期借入金	771,455
工具、器具及び備品	16,212	**負債合計**	**1,966,802**
無形固定資産	**28,701**	**（純資産の部）**	
ソフトウエア	11,568	**株主資本**	**1,335,461**
その他	17,132	**資本金**	**612,034**
投資その他の資産	**497,104**	**資本剰余金**	**584,034**
投資有価証券	418,793	**利益剰余金**	**151,309**
差入保証金	75,427	**自己株式**	**△11,915**
破産更生債権等	4,882	**その他の包括利益累計額**	**12,504**
繰延税金資産	3,326	その他有価証券評価差額金	4,254
その他	5,520	為替換算調整勘定	8,249
貸倒引当金	△10,845	**新株予約権**	**355**
		純資産合計	**1,348,320**
資産合計	**3,315,123**	**負債純資産合計**	**3,315,123**

連結損益計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**6,004,576**
売上原価		**4,420,787**
売上総利益		**1,583,788**
販売費及び一般管理費		**1,288,829**
営業利益		**294,959**
営業外収益		
受取利息	243	
受取配当金	1,974	
償却債権取立益	359	
投資事業組合運用益	2,298	
還付加算金	457	
受取報奨金	5,438	
その他	1,189	11,961
営業外費用		
支払利息	1,946	
株式交付費	91	
為替差損	18,749	
持分法による投資損失	12,025	
自己株式取得費用	83	
その他	46	32,942
経常利益		**273,978**
特別利益		
新株予約権戻入益	31	31
特別損失		
投資有価証券評価損	28,895	28,895
税金等調整前当期純利益		**245,114**
法人税、住民税及び事業税	34,986	
法人税等調整額	△26,212	8,774
当期純利益		**236,339**
親会社株主に帰属する当期純利益		**236,339**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	602,697	574,697	△85,030	－	1,092,364
当期変動額					
新株の発行	9,336	9,336			18,673
親会社株主に帰属する当期純利益			236,339		236,339
自己株式の取得				△11,915	△11,915
株主資本以外の項目の当期連結会計年度変動額（純額）					
当期変動額合計	9,336	9,336	236,339	△11,915	243,097
当期末残高	612,034	584,034	151,309	△11,915	1,335,461

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	5,215	973	6,189	387	1,098,940
当期変動額					
新株の発行					18,673
親会社株主に帰属する当期純利益					236,339
自己株式の取得					△11,915
株主資本以外の項目の当期連結会計年度変動額（純額）	△961	7,276	6,315	△31	6,283
当期変動額合計	△961	7,276	6,315	△31	249,380
当期末残高	4,254	8,249	12,504	355	1,348,320

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　　1社

連結子会社の名称　　ReFUEL4 Pte. LTD.

主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称　　Allied Tech Base Co.,Ltd.、ReFUEL4 Inc.

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

⑵ 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び名称

持分法を適用した関連会社の数　2社

関連会社の名称　　株式会社FLASHPARK、Vstar Japan株式会社

なお、当連結会計年度より、株式会社FLASHPARKの株式を取得したことに伴い、持分法適用の範囲に含めております。また、当連結会計年度より、Vstar Japan株式会社を新規に設立したため、持分法適用の範囲に含めております。

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称　　Allied Tech Base Co.,Ltd.、ReFUEL4 Inc.

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

⑶ 事業年度等に関する事項

連結子会社及び持分法適用関連会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

⑷　会計方針に関する事項

①　重要な資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

・その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ．デリバティブ　　時価法

ハ．たな卸資産

・仕掛品　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②　重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８～15年

工具、器具及び備品　３～15年

ロ．無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法によっております。

③　重要な繰延資産の処理方法

株式交付費　　株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

④　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．ポイント引当金　　販売促進を目的とし、顧客に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれるポイントに対応する金額を計上しております。

⑤　重要な外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。また、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。なお、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑥　その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．会計方針の変更

（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日）等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

3．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　67,082千円

4．連結損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5．連結株主資本等変動計算書に関する注記

⑴　発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	4,325,900株	81,100株	－株	4,407,000株

（注）発行済株式の総数の増加は、新株予約権の権利行使によるものであります。

⑵　自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	－株	7,848株	－株	7,848株

（注）自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得7,800株及び単元未満株式の買取り48株による増加分であります。

⑶　剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

⑷　当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	目的となる株式の種類	目的となる株式の数	新株予約権の残高
第3回新株予約権	普通株式	56,600株	－
第5回新株予約権	普通株式	3,800株	－
第6回新株予約権	普通株式	3,000株	－
第7回新株予約権	普通株式	40,000株	－
第8回新株予約権	普通株式	101,300株	－
第9回新株予約権	普通株式	156,000株	156千円

（注）１．権利行使期間の初日が到来していないものを除いております。

２．当社は、平成25年８月14日付で株式１株につき100株の株式分割を行っております。

6．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針でありますが、一部を銀行借入により調達しております。

デリバティブ取引は、外貨建取引の為替変動リスクを回避するため利用し、投機目的による取引は行わない方針としております。

②　金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

（ⅰ）営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

（ⅱ）差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

（ⅲ）営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、その全てが１年以内の支払期日であります。

（ⅳ）借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

③　金融商品に係るリスク管理体制

（ⅰ）信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行っております。

（ⅱ）資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
⑴ 現金及び預金	1,702,858千円	1,702,858千円	－千円
⑵ 受取手形及び売掛金	947,640		
貸倒引当金（※1）	△24,452		
	923,187	923,187	－
⑶ 差入保証金	75,427	75,772	345
⑷ 破産更生債権等	4,882		
貸倒引当金（※1）	△4,882		
	－	－	－
資産計	2,701,473	2,701,818	345
⑸ 買掛金	618,191	618,191	－
⑹ 未払金	36,373	36,373	－
⑺ 未払費用	36,321	36,321	－
⑻ 未払法人税等	43,691	43,691	－
⑼ 未払消費税等	72,323	72,323	－
⑽ 長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）	998,409	995,756	△2,649
負債計	1,805,310	1,802,660	△2,649
デリバティブ取引（※2）	3,359	3,359	－

（※1）受取手形及び売掛金、破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

（※2）デリバティブ取引は、債権・債務を差し引きした合計を表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法

資産

⑴現金及び預金、⑵受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶差入保証金

時価については、将来キャッシュ・フローを期末から返還までの見積り期間に基づき、国債の利回り等適切な指標にスプレッドを上乗せした利率で割引いた現在価値により算定しております。

⑷破産更生債権等

回収予定額及び回収時期が見込めないため、100％引当済みである貸倒引当金を控除することにより算定しております。

負債

⑸買掛金、⑹未払金、⑺未払費用、⑻未払法人税等、⑼未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑽長期借入金（一年内返済予定の長期借入金を含む）

時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

2．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	418,793千円

※　市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

3．金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,702,858	－	－	－
受取手形及び売掛金	947,640	－	－	－
差入保証金	－	－	75,427	－
合　　計	2,650,498	－	75,427	－

(※)破産更生債権等は回収時期を合理的に見積もることが困難であるため、記載しておりません。

4．社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	226,954	222,788	214,888	189,588	144,191	－
合計	226,954	222,788	214,888	189,588	144,191	－

7．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　306円41銭

(2) 1株当たり当期純利益　54円36銭

8．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

9．その他の注記

特記事項はありません。

貸借対照表

（平成28年12月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**2,333,559**	**流動負債**	**665,106**
現金及び預金	1,505,251	買掛金	123,567
受取手形	21,146	1年内返済予定の長期借入金	226,954
売掛金	521,816	未払金	42,000
仕掛品	2,082	未払費用	24,411
前払費用	26,212	未払法人税等	43,691
繰延税金資産	20,791	未払消費税等	72,952
短期貸付金	232,980	前受金	53,124
前渡金	5,591	ポイント引当金	6,990
その他	9,293	その他	71,414
貸倒引当金	△11,606	**固定負債**	**771,455**
固定資産	**645,973**	長期借入金	771,455
有形固定資産	**53,258**	**負債合計**	**1,436,561**
建物	39,144	**（純資産の部）**	
工具、器具及び備品	14,114	**株主資本**	**1,538,361**
無形固定資産	**28,701**	**資本金**	**612,034**
ソフトウエア	11,568	**資本剰余金**	**584,034**
その他	17,132	資本準備金	584,034
投資その他の資産	**564,013**	**利益剰余金**	**354,209**
投資有価証券	185,391	その他利益剰余金	354,209
関係会社株式	300,310	繰越利益剰余金	354,209
差入保証金	75,427	**自己株式**	**△11,915**
破産更生債権等	4,882	**評価・換算差額等**	**4,254**
長期貸付金	5,520	その他有価証券評価差額金	4,254
繰延税金資産	3,326	**新株予約権**	**355**
貸倒引当金	△10,845	**純資産合計**	**1,542,971**
資産合計	**2,979,533**	**負債純資産合計**	**2,979,533**

損 益 計 算 書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**2,859,409**
売上原価		**1,593,139**
売上総利益		**1,266,270**
販売費及び一般管理費		**992,825**
営業利益		**273,444**
営業外収益		
受取利息	2,473	
受取配当金	1,974	
償却債権取立益	359	
投資事業組合運用益	2,298	
還付加算金	457	
その他	2,006	9,570
営業外費用		
支払利息	1,946	
株式交付費	91	
為替差損	24,236	
自己株式取得費用	83	
その他	46	26,404
経常利益		**256,610**
特別利益		
新株予約権戻入益	31	31
特別損失		
投資有価証券評価損	28,895	28,895
税引前当期純利益		**227,746**
法人税、住民税及び事業税	34,986	
法人税等調整額	△26,212	8,774
当期純利益		**218,972**

株主資本等変動計算書

（平成28年１月１日から
平成28年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	602,697	574,697	574,697	135,236	135,236	－	1,312,631
当期変動額							
新株の発行	9,336	9,336	9,336				18,673
当期純利益				218,972	218,972		218,972
自己株式の取得						△11,915	△11,915
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	9,336	9,336	9,336	218,972	218,972	△11,915	225,729
当期末残高	612,034	584,034	584,034	354,209	354,209	△11,915	1,538,361

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	5,215	5,215	387	1,318,234
当期変動額				
新株の発行				18,673
当期純利益				218,972
自己株式の取得				△11,915
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△961	△961	△31	△993
当期変動額合計	△961	△961	△31	224,736
当期末残高	4,254	4,254	355	1,542,971

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券

ⅰ　関係会社株式　　移動平均法による原価法

ⅱ　その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持ち分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②　デリバティブ　　時価法

③　たな卸資産

・仕掛品　　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法によっております。ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　８～15年

工具、器具及び備品　３～15年

②　無形固定資産

・自社利用のソフトウエア　　社内における利用可能期間（３～５年）に基づく定額法によっております。

⑶　繰延資産の処理方法

・株式交付費　　株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

⑷　引当金の計上基準

①　貸倒引当金　　債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②　ポイント引当金　　販売促進を目的とし、顧客に付与したポイントの利用による費用負担に備えるため、利用実績率に基づき将来利用されると見込まれるポイントに対応する金額を計上しております。

⑸　その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2．会計方針の変更

（平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号　平成28年６月17日）を当事業年度に適用し、平成28年４月１日以後に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

3．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額　　65,969千円

⑵　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権　　272,774千円

短期金銭債務　　47,351千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高　　31,936千円

売上原価、販売費及び一般管理費　　30,978千円

営業取引以外の取引高　　2,329千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	－株	7,848株	－株	7,848株

（注）自己株式の数の増加は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得7,800株及び単元未満株式の買取り48株による増加分であります。

6．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	5,325千円
減価償却費	12,912千円
資産除去債務	2,016千円
貸倒引当金	6,983千円
ポイント引当金	2,157千円
投資有価証券評価損	13,563千円
未払費用	1,419千円
未払事業所税	1,187千円
繰越欠損金	6,156千円
繰延税金資産小計	51,721千円
評価性引当額	△25,509千円
繰延税金資産合計	26,212千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,095千円
繰延税金負債合計	2,095千円
繰延税金資産の純額	24,117千円

⑵　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.06%
（調整）	
住民税均等割	1.01%
交際費等永久に損金に算入されない額	0.76%
評価性引当額の増減	△31.19%
税率変更による影響	1.13%
その他	△0.91%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.85%

⑶　法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.3%から平成29年１月１日に開始する事業年度及び平成30年１月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.9%に、平成31年１月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.6%となります。

なお、この税率変更に伴う影響は軽微であります。

7．関連当事者との取引に関する注記

⑴　子会社等

種類	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	ＲｅＦＵＥＬ４Ｐｔｅ．ＬＴＤ．	SNS関連アドテクノロジー事業等	所有直接100％	資金の貸付開発業務の受託役員の兼任	資金の貸付（注１）	232,980	短期貸付金	232,980
					利息の受取（注１）	2,329	その他の流動資産	2,329
					費用の立替経費の立替	2,435,543	その他の流動負債	36,975
					システム開発受託（注２）	31,450	売掛金	35,150

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

１．資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

２．市場価格を勘案して一般取引と同様の条件によっております。

⑵　役員および個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	長井宏和	被所有直接1.36％	当社取締役	ストックオプションの権利行使（注1）	11,988	－	－

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

１.平成20年６月18日開催の当社取締役会の決議による付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。

２．取引金額には消費税は含まれておりません。

8．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　350円66銭

⑵　１株当たり当期純利益　50円36銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

１０．その他の注記

特記事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年３月９日

アライドアーキテクツ株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森田　亨　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　小出　健治　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、アライドアーキテクツ株式会社の平成28年１月１日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年３月９日

アライドアーキテクツ株式会社

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　森田　亨　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小出　健治　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、アライドアーキテクツ株式会社の平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年１月１日から平成28年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴ 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵ 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年３月10日

アライドアーキテクツ株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　小　泉　正　広　㊞

社　外　監　査　役　小副川　俊　朗　㊞

社　外　監　査　役　原　田　　潤　㊞

社　外　監　査　役　大　村　　健　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を２年から１年に短縮することとし、現行定款第21条(取締役の任期)について所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第２項を削除するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております）

現行定款	変更案
第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2.増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。	第21条（取締役の任期） 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 （削除）

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（７名）が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、執行役員制度の導入に伴い経営体制の効率化のため３名減員し、取締役４名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	中村壮秀（昭和49年６月３日）	平成９年４月　住友商事株式会社入社 平成12年６月　株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン入社 平成16年７月　同社執行役員 平成17年８月　当社設立 代表取締役社長（現任）	1,717,000株
2	豊増貴久（昭和49年11月13日）	平成９年４月　株式会社三和銀行（現　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成17年７月　楽天株式会社入社 平成23年１月　グリー株式会社入社 平成23年７月　株式会社ハ・ン・ド取締役 平成24年６月　ジープラ株式会社取締役 平成24年11月　ユナイテッド・シネマ株式会社入社 平成25年12月　同社取締役 平成27年２月　当社入社 平成27年３月　当社取締役（現任）	22,200株
3	瀧口和宏（昭和54年１月６日）	平成12年10月　株式会社グローバルダイニング入社 平成14年11月　株式会社インテリジェンス入社 平成17年８月　当社取締役 平成21年４月　株式会社セプテーニ入社 平成26年１月　当社入社 平成26年３月　Allied Asia Pacific Pte. LTD.（現　ReFUEL４ Pte. LTD.）Managing Director 平成27年３月　当社取締役（現任） 平成27年６月　ReFUEL４ Pte. LTD. CEO（現任）	－

候補者番号	氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	※ 太田彩子（おおたあやこ） （昭和50年９月12日）	平成13年６月　株式会社リクルート入社 平成18年９月　株式会社ベレフェクト設立 代表取締役（現任） 平成25年２月　一般社団法人 営業部女子課の 会設立　代表理事（現任） 平成25年６月　株式会社CDG 取締役 平成28年６月　平成28年度内閣府特命担当大 臣表彰「女性のチャレンジ賞」 受賞	－

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
３．太田彩子氏は、社外取締役候補者であります。
４．太田彩子氏は、大手企業での営業経験を得て起業し、営業職に従事する女性を支援する教育・研修事業を展開する中で培った豊富な知識と経験を有しております。このことから、当社のコーポレートガバナンス体制強化と女性活躍推進の見地から適切な助言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
５．太田彩子氏が選任された場合、当社は、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
６．太田彩子氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が選任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

常勤監査役小泉正広氏、監査役原田潤氏及び大村健氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	原田　潤 （昭和48年３月28日）	平成９年４月　朝日監査法人（現　有限責任あずさ監査法人）入所 平成13年７月　野村證券株式会社入社 平成13年８月　公認会計士登録 平成15年11月　ヤフー株式会社入社 平成16年11月　株式会社ライブドア入社 平成18年８月　株式会社Prince＆Partners取締役 平成23年７月　同社　代表取締役 平成24年３月　当社監査役（現任） 平成24年７月　あおばアドバイザーズ株式会社　代表取締役（現任） 平成24年８月　税理士登録	－
2	大村　健 （昭和49年４月27日）	平成11年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会） 平成23年１月　フォーサイト総合法律事務所開設　代表パートナー弁護士（現任） 平成24年12月　モーションビート株式会社（現　ユナイテッド株式会社）社外監査役（現任） 平成24年12月　当社監査役（現任） 平成27年９月　パイプドHD株式会社社外監査役（現任） 平成27年12月　株式会社イグニス社外取締役（現任） 平成28年６月　株式会社レアジョブ社外取締役（現任）	－

（注）１．各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

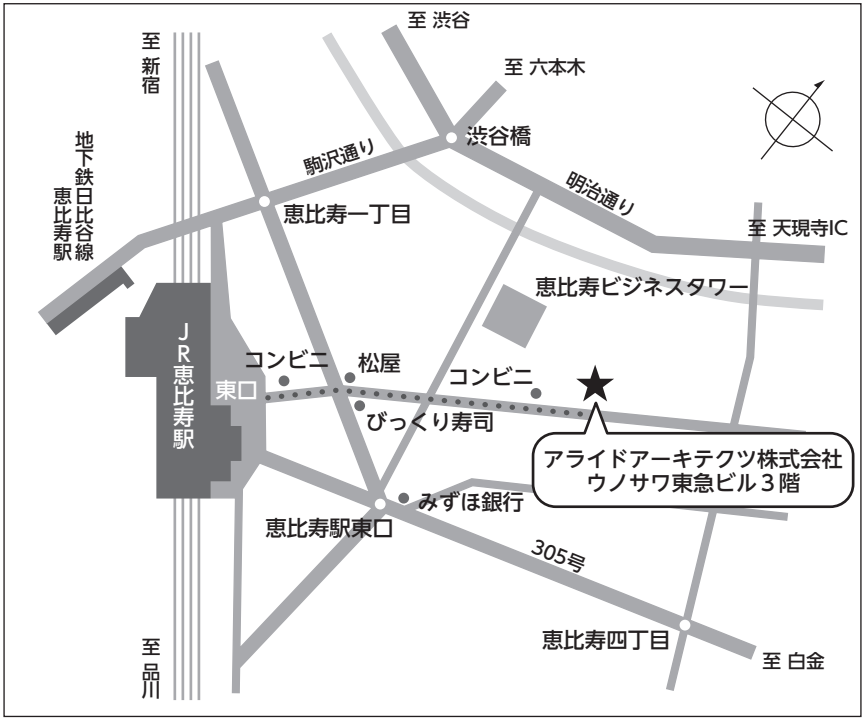
２．原田潤氏及び大村健氏は、社外監査役候補者であります。

3．原田潤氏は、公認会計士の資格を有しており、当社の監査体制の一層の強化とコーポレートガバナンスの向上に貢献していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。
4．大村健氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び会社法等に関する相当程度の知見を有しており、当社の監査体制の一層の強化とコーポレートガバナンスの向上に貢献していただけるものと判断し、社外監査役候補者といたしました。
5．原田潤氏及び大村健氏は現在当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって原田潤氏は５年、大村健氏は４年になります。
6．当社は、原田潤氏及び大村健氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。原田潤氏及び大村健氏の再選が承認された場合には、両氏との当該契約を継続する予定であります。
7．当社は、原田潤氏及び大村健氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会　場　　東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号 ウノサワ東急ビル３階
アライドアーキテクツ株式会社 本社会議室
電話番号　03-6408-2791



（会場への交通機関）
●ＪＲ「恵比寿駅」下車
東口改札（３階）より徒歩約３分
●東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車
①番出口より徒歩約５分